平成２４年（フ）第３６５号
京都府木津川市加茂町駅東４丁目５番地９
破産者　株式会社大建
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７号
愛媛県今治市喜田村２丁目１番48号
破産者　神村シャッター株式会社
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
宮崎県延岡市土々呂町３丁目4498番地
破産者　土々呂水産加工業協同組合
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６２号
宮崎県都城市鷹尾３丁目36街区17号タカオアリーナ102
破産者　椎屋　聖子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字清水146番地、旧住所鹿児島県大島郡瀬戸内町大字阿木名2216番地３　県住
破産者　元田しげみ
1　破産債権の届出期間　平成24年11月21日まで
2　一般調査期日　平成24年12月18日午後１時30分
平成24年10月31日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１３７５号
名古屋市千種区千種３丁目21番６号　サンライズ吹上８Ｂ号
破産者　鍛治　勇介
1　破産債権の届出期間　平成24年11月22日まで
2　一般調査期日　平成24年12月19日午前11時10分
平成24年10月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８号
北海道留萌市潮静１丁目７番地の６　リバーハイツM92―201号室
破産者　山口　富広
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成25年１月30日午後３時20分
平成24年10月31日　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２１号
埼玉県所沢市小手指台21番地の７
破産者　株式会社カルナケア
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成25年１月16日午後２時10分
平成24年10月31日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８７号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目４番15号
破産者　久保　文浩
1　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
2　一般調査期日　平成25年１月29日午前10時
平成24年10月31日　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
青森県八戸市大字新井田字外久保５番地５、前住所青森県八戸市新井田西１丁目13番１号メゾン・ド・ふみＣ棟
破産者　下川みゆき
1　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
2　一般調査期日　平成25年１月31日午後１時30分
平成24年11月１日
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２９号
愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上37　サンシティ山中Ａ棟105号室、住民票上の住所豊川市御津町広石小前35番地５
破産者　加藤　鎮男
1　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
2　一般調査期日　平成25年２月６日午前10時
平成24年10月31日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３７号
愛知県岡崎市本宿町字古新田114番地１、従前の住所愛知県豊川市御津町広石小前35番地５
破産者　加藤さつき
1　破産債権の届出期間　平成24年12月３日まで
2　一般調査期日　平成25年２月６日午前10時
平成24年10月31日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３２７号
愛媛県松山市堀江町甲766番地95
破産者　石丸　雅視
1　破産債権の届出期間　平成24年12月12日まで
2　一般調査期日　平成25年１月17日午後３時40分
平成24年11月１日　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
愛媛県松山市緑町１丁目７番地６　メゾンみどり203号
破産者　藤本　恭子
1　破産債権の届出期間　平成24年12月17日まで
2　一般調査期日　平成25年２月14日午後１時40分
平成24年11月１日　松山地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第２７４６号
堺市西区草部1800番地　津久野南団地第２号棟第706号室、開始決定時の住所堺市北区金岡町1820　白鷺スカイハイツ801号室
破産者　木村千加士
1　期日　平成24年11月30日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字前屋敷131番地
清算株式会社　電化と設備の愛沢株式会社
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所一宮支部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１８号
大阪府箕面市温泉町１番１号
再生債務者　大阪観光株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号ＨＫ今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　辰野　久夫
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財